

第3回情報発信の在り方等に関する検討会-議事概要

1. 日時:2016年3月29日(火)13時30分~15時45分
2. 場所:日本自動車会館1階くまプラザ 第4・5会議室
3. 出席者(敬称略):永田座長、大石、稲垣、嶋村、石田、泉水、徳永、千原、伊藤、酒井、大村、以上11名出席
その他 公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局(議案説明者を含む)、
経済産業省・環境省担当官が出席
4. 議題:①引取業者におけるユーザー等への情報発信について
②JARCにおける情報公開の考え方について

5. 議事録

(1)議題①について

引取業者におけるユーザー等への情報発信について、事務局から、資料3~資料7を用いて説明した。

<主な意見>

【出席者】

引取業者とユーザー間のやりとりを詳細には把握していなかったが、資料4参考のとおり、引取業者のなかには、しっかりとした対応を取っている者もいることが分かった。また、必ずしも使用済自動車としてではなく、中古自動車としての買い取りを前提としている事業者が多いことも分かった。今回のようなヒアリングを行ったことがないことから、いま一度関連の事業者の実態を把握しておきたい。

【出席者】

今回のヒアリング結果により、ユーザーの意思確認を署名・捺印された書面でやりとりされる実態が分かり、概ね想定どおりの結果が出たとみている。

一方で、資料6のアンケート結果にある「売却・譲渡または廃車」を決めたときの意思表示の伝え方については、書面ではなく、口頭によると回答されたユーザーが意外と多い印象を受けた。

【出席者】

解体業系の引取業者は、もともとユーザーとの接点が少ないが、今回のヒアリングに応じた引取業者は、その中でも比較的接点が多い事業者である。

解体業系の引取業者においては、使用済自動車としての引き取り依頼を前提とするユーザーが多いため、使用済みとするか否かを細かく記録する習慣はあまりない。

【出席者】

ユーザーとの取引で重量税還付の手続きが伴う場合、ユーザーのマイナンバーの情報が必要となり、その取り扱いについて現場サイドで戸惑いが出ている。この対応策として、一部の引取業者では、ユーザーに対して重量税還付相当額の立替払いを行った後、引き取った使用済自動車を自社の名義に変更し、後で重量税還付請求を行うケースが増えている。

【事務局】

マイナンバーの取扱いについて、引取業者はユーザーに対して重量税還付相当額の立替払いを行い、使用済自動車を事業者名義に変更した後で引取業者自ら還付請求を行うか、ユーザー自身が還付請求を行うか、ユーザーからマイナンバーを聞いた引取業者が還付の代行手続きを行うか、の3つの方法があることをユーザーにしっかりと説明し、ユーザーにこれらから選択してもらっていただければ問題はないと考える。

【出席者】

引取業者にヒアリングした際に提起されたマイナンバーの取り扱いに関する問題点を報告書に織り込んでもらいたい。

【事務局】

了解した。

【出席者】

引取業者へのヒアリング結果で、基本的に全ての自動車の中古自動車として引き取っているということは引取業者としての行為を行っていないのではないかと思う。今後、あらためて引取業者の役割を整理していく必要があるのではないかと考える。

【出席者】

引取業者がユーザーに対して情報提供がなされているようであるが、その内容に差があるように感じる。引取業者から示される取引価格でも差が生じることになるのではないかと考える。

【出席者】

関係団体はユーザーに対する情報提供についてベストプラクティスな事例を共有し、ガイドラインのようなものを作っていくのがよいと考える。ベストプラクティスが引取業者間に広がっていく状況が望ましい。

【事務局】

引取業者へのヒアリングの結果はサンプル数は十分でないものの、引取台数の視点では新車販売事業者の役割が非常に大きく、査定協会の基準に基づいて中古自動車としての査定を行い、市場価値がなければ、使用済自動車として対処していることが分かった。最終的にユーザーに対して査定結果をしっかりと説明し、書面でやりとりがなされているということで、ベストプラクティスに近い対応がなされている。このような対応を業界のスタンダードとして普及させていくことは極めて重要なことだと考える。

今後、各団体は使用済自動車引取り書面の様式の統一化だけでなく、使われる用語の統一化を図り、これらが全ての引取業者に行き渡るように体制を整備していく必要があると考える。

【出席者】

資料 5 添付のとおり引取業者がユーザーに交付する使用済自動車引取り書面の書式に統一感がないことや、引取業者によってユーザーに提供される情報の内容に差があるため、事務局は今回入手した書式を下に記載項目を再整理し、使用済自動車引取り書面の書式モデルを作成してほしい。

【事務局】

了解した。

【出席者】

資料 6 のアンケート票だけでなく Web ページで使われる用語についても同様であるが、例えば「売却」「譲渡」「廃車」等の用語の区分はユーザーや市民にわかりにくく、特に「廃車」については誤解を招く可能性があり、問題である。ユーザーや市民に対してはわかりやすくしながら、同時に、この用語を統一する必要がある。

また、定点観測という持続性の観点も忘れてはならないが、より実態がわかるようにアンケートの内容を点検し、整理してもらいたい。

【事務局】

了解した。

【出席者】

実際に使用済自動車として引取業者が引取報告する件数の相当数を解体事業者が自社所有の車として扱っているため、ユーザーと自動車リサイクルの接点が離れているような印象がある。

また、資料 6 のアンケート結果のユーザーの認識状況からも、ユーザーの自動車リサイクルとの直接的な接点は、実際のところかなり少ないのではないかと感じる。

【出席者】

排出者責任があるユーザーには、自身が引取業者に引き渡した使用済自動車の処理状況を確認する役割がある。一方で、そうした倫理や社会的役割だけでなく経済的な観点もあり、ユーザーが使用済自動車をゼロ価格で引き渡す状況は、ユーザーが自身の役割を理解していないために生まれるものではないかと考える。

我々はユーザーに対して情報提供を行うなかで、ユーザー自身が使用済自動車のリサイクル処理の流れやリサイクルの状況などを把握してもらえるように、わかりやすく広報する努力をしなければならぬと考える。

【出席者】

ユーザーがリサイクル料金の用途という基本的なことを知らなければ、使用済自動車がゼロ価格で引き取られることも起こり得る。

また、引取業者の使用済自動車をゼロ価格で引き取る行為は、問題がある、改めていかなければならない。

【事務局】

これまでも合同会議の報告書でユーザーに対する使用済自動車の価値の還元について指摘されている。ユーザーが使用済自動車の価値を認識してもらえるように、普及広報のやり方を考えていかなければならない。

【出席者】

資料 7 参考の使用済自動車の一般的な価格について、事業者による公開事例を収集したり、地域毎の価格情報を集約するなどにはできないか。使用済自動車の価格情報は総体的にユーザーのメリットになり、価格情報を有料で入手しても良いと思う。

【出席者】

使用済自動車の買い取り価格は一番の競争になる情報であるため、その収集は難しいのではないかと考える。稀に、事業者間で、各地域の価格相場の情報を共有することはある。

【出席者】

事務局は、引き続き、インターネット、電話帳や新聞広告などの媒体に掲載される「使用済自動車の一般的な価格」に関する情報を調べてもらいたい。

【事務局】

了解した。

(2)議題②について

JARC における情報公開の考え方について、事務局から、資料 8-1～資料 8-2 を用いて説明した。

<主な意見>

【出席者】

資料 8-2 別紙表には「他者からの情報取得が必要」の記載について、もともと JARC はシンクタンク的な役割を担うことはなく、JARC が保持する情報を整理しながら情報発信していくことだと考える。例えば、国民一般向けの情報として「リサイクル率の国際比較情報」の検討がなされているが、ここで言う JARC への期待は、国際的な場で比較が行える精度で整理された情報を提供してもらいたいということであり、他の国の情報を調査し整理しなければならないと捉えるべきではない。

【出席者】

資料全般的に言えることだが、例えばユーザー向けの情報として挙げられる「近所の引取業者」については、これは何を目的とした活用案であるのか分からないので、もう少し具体的な説明を記載してもらいたい。「近所の引取業者」の情報活用案の具体例には、優良事業者の取り組み事例を公開し、ユーザー自らが事業者の取り組みを比較できるようにしていくことが目的とするなどが考えられる。

【事務局】

了解した。

【出席者】

平成 23 年度、環境省が企業の環境情報の開示の在り方について中間報告を出している。この中間報告では、企業における情報公開の目的や PDCA サイクル、情報公開における姿勢など、その基本的な枠組みが整理されている。一度、この中間報告の内容を整理した上で、JARC における情報公開の考え方を整理・検討してもらいたい。また、今回の資料にある「情報公開の原則」や「公開の対象となる情報」「優先度の決め方」の内容については理解できるものがあるので、引き続き整理・検討してもらいたい。

【事務局】

了解した。

以上